

平成19年 8月16日
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所における会計監査人の公募について

当研究所は、独立行政法人通則法に基づき、会計監査人の監査の対象となります。会計監査人の選任は厚生労働大臣が行いますが、独立行政法人から候補者名簿を厚生労働大臣あて提出することとされています。

については、平成19事業年度の会計監査人候補者名簿を作成するにあたり、会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士（独立行政法人通則法第41条において準用する株式会社の監査に関する商法の特例に関する法律第4条第2項（第2号を除く）に該当する者並びに厚生労働省独立行政法人評価委員会調査研究部会の委員及び同部会委員の属する監査法人を除く）から別紙要領に基づく企画書を募集しますので、平成19年 8月31日までに7部、ご提出下さい。

当研究所では、会計監査人の候補者名簿の作成を以下の手順で行います。

1. 提出された企画書の審査については、選定委員会を設置し、総合評価による方式で行います。
2. 審査終了後、応募を頂いた方に審査結果を送付します。

提出・問い合わせ先
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
(担当：塩田・田中)
電話： 042-491-4512
FAX：042-491-7846

企画書作成要領

1. 企画書の記載事項

監査の具体的実施体制、実施要領等
監査日数、期間
監査実施計画（具体的実施方法）
監査を行う者の組織体制、人数、監査実務経歴等
監査のサポート体制

2. 添付資料

- 監査法人の場合、法人の概要を記載した書面（沿革、代表者名、本店所在地、出資金、過去3年間の財務諸表等）及び定款、個人の場合、法人の概要に準ずる書面
- 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合には、当該事務所の人員構成、業務内容
- 監査実績
独立行政法人、特殊法人、民間会社、国立大学法人、公社等から民営化された法人への監査実績
- 監査の品質及び品質管理体制
審査体制
監査・業務管理マニュアルの整備・運用状況
監査業務用ソフトウェアの利用実績
内部統制システムに対する監査の体制
データ監査の実施体制
- 過去5年間における監査上の訴訟案件での敗訴及び和解に関する書面
- 過去5年間における公認会計士法に基づく懲戒処分、その他法令に基づく処分及び主務官庁からの行政指導等に関する書面
- 日本公認会計士協会が定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることを証する書面
- 独立行政法人通則法第41条において準用する株式会社の監査に関する商法の特例に関する法律第4条第2項（第2号を除く）に該当しないことを証する書面

- 監査報酬見積費用
 - 業務予定日数（延べ人日数も記載のこと）
 - 見積監査費用
 - 見積費用算定内訳（旅費等の必要経費含む）
 - 見積費用の考え方

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の概要

所在地 東京都清瀬市（本部）・神奈川県川崎市多摩区

業務の範囲

事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に関する総合的な調査及び研究

資本金額 11,785,708,759円

職員数（平成19年4月1日）

役員 5名（理事長、理事2、監事2）
常勤職員 117名

予算（平成19年度予算）

運営費交付金 2,513,724千円
（うち一般会計 819,699千円）
（特別会計 1,694,025千円）
施設整備費補助金(特別会計) 396,000千円

組織（平成19年4月1日）

